

口頭により開示請求をすることができる個人情報（平成13年岩手県告示第684号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後			
口頭により開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所	口頭により開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
事務の種類	開示する内容			事務の種類	開示する内容		
行政書士試験	科目別得点	合格発表の日から起算して1月間	行政情報センター				
クリーニング師試験	〃	〃	〃	クリーニング師試験	科目別得点	合格発表の日から起算して1月間	行政情報センター
[略]				[略]			
指導農業機械士技能検定試験	[略]		〃	指導農業機械士技能検定試験	[略]		岩手県立農業大学校
[略]				[略]			
家畜人工授精に関する講習会修業試験	[略]		〃	家畜人工授精に関する講習会修業試験	[略]		行政情報センター
[略]				[略]			
採用候補者名簿記載者に対する採用面接考査（I種試験）（知事が実施するものに限る。）	[略]			採用候補者名簿記載者に対する採用面接考査（I種試験）（知事が実施するものに限る。）	[略]		
期限付臨時職員採用試験	総合得点、総合順位、筆記試験の得点及び順位並びに面接の得点	可否の通知の日から起算して1月間（筆記試験不合格者については、筆記試験合格発表の	受験した地区の行政情報センター又は行政情報サブセンター（盛岡行政情報サブセンター				

		<u>日の翌日から起算して1月間)</u>	<u>を除く。)</u>			
<u>一般主任計量者試験</u>	[略]		<u>行政情報センター</u>	<u>主任計量者試験</u>	[略]	<u>//</u>
[略]				[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。						